

## 奈良県人事委員会訓令第一号

奈良県人事委員会事務局

奈良県人事委員会事務局規程（昭和五十八年四月奈良県人事委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

奈良県人事委員会委員長 音 田 昌 子

別表第一第十九号中「第十四条第二号」を「第十三条第二号」に、「第十五条」を「第十四条」に、「第三十条及び第三十一条」を「第二十九条及び第三十条」に、「採用候補者又は昇任候補者」を「採用候補者」に改め、「又は昇任候補者名簿」を削り、「第三十二条」を「第三十一条」に、「第三十三条」を「第三十二条」に、「第三十四条」を「第三十三条」に、「第三十六条及び第四十二条」を「第三十五条及び第三十八条」に改める。